

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【公開番号】特開2011-115657(P2011-115657A)

【公開日】平成23年6月16日(2011.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2011-024

【出願番号】特願2011-63155(P2011-63155)

【国際特許分類】

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 7/00 3 2 2 D

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月18日(2012.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

施療者の臀部または大腿部が当接する座部と、人体背部が当接する背当て部を有し、該背当て部の左右両側に前方に向かって突出した側壁部を夫々備えると共に各側壁部に膨縮袋を設け、空気の給排気により各膨縮袋を膨縮または膨張保持させて施療者の身体の左右両側を施療または保持する事ができるようにした施療機において、

前記各側壁部の基部には夫々側壁可動部を設けて、各側壁部が前記背当て部の幅方向において可動する事を特徴とする施療機。

【請求項2】

前記左右の側壁部は、前記側壁可動部により、前記背当て部の幅方向に回動する事を特徴とする請求項1記載の施療機。

【請求項3】

前記左右の側壁部は、前記背当て部の長さ方向において可動する事を特徴とする請求項1又は請求項2記載の施療機。

【請求項4】

前記左右の側壁部の移動は手動で行われ、当該左右の側壁部は、施療者が所望する位置で係止する事を特徴とする請求項1乃至請求項3記載の施療機。

【請求項5】

前記左右の側壁部の内側面には夫々左右方向に重合した膨縮袋を並列状態に埋設している事を特徴とする請求項1乃至請求項4記載の施療機。

【請求項6】

前記重合した膨縮袋はその基端部のみを側壁部の基端部に取り付けている事を特徴とする請求項5記載の施療機。